

福岡県公報

平成19年12月10日
第2761号

目次

告示(第2326号 - 第2327号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 1
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 2
落札者等の公示	(警察本部会計課) 4
公安委員会		
意見募集の結果の公示	(警察本部会計課) 4
雑 報		
危険物取扱者試験の実施	(消防防災安全課) 5

告 示

福岡県告示第2326号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年11月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称

特定非営利活動法人 こもれびの家

- 代表者の氏名
毛利 赫子
- 主たる事務所の所在地
福岡県八女郡広川町大字一條1065番地7
- 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者や子どもに対し、介護保険法に基づく介護サービス、宅老所事業及び託児所に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2327号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
前原市大字白糸字網掛9の3、字獅子舞257の73、257の74、257の76、257の77、257の83、字地獄479の5、479の6、480の6、480の8、493、496、500の2、字開田522の2、字道原572の1、572の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

白色帯革 400本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日(木)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年12月20日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	

11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	AA、A
12	06	その他	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年12月10日(月)から平成19年12月20日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年12月20日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成19年12月21日(金)午前10時00分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

ヘリコプターテレビシステム自動追尾装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成19年11月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

池上通信機株式会社福岡営業所

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東3丁目1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

67,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成19年10月12日



福岡県公安委員会告示第440号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「特例施設占有者の指定等に関する審査基準等（案）」について、平成19年9月27日から同年10月26日までの間、意見公募手続を実施したところ1通の意見が提出されたため、提出された意見及びこれを考慮した結果及びその理由を行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成19年12月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募した題名

特例施設占有者の指定等に関する審査基準等

2 案を公示した日

平成19年9月27日

3 意見及び意見に対する福岡県公安委員会の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
審査基準について、基準であるならば「平均的な数と同等以上」との表現よりも、具体的な数量を明示すべきではないか。	特例施設占有者の指定に係る審査基準について、遺失物法施行令第5条第1号から第4号に掲げる者が1箇月間に取り扱う数量と比較し、「同等以上」と設定し、具体的な数量を明示していないが、これは、鉄道事業者などの特例施設占有者が取り扱う捨得物件の数量は、情勢に伴って変動していることから、あらかじめ固定的な数量を示すことが困難であると考えている。 このため、取扱数量の基準を「同等以上」と設定するが、鉄道事業者などが1箇月間に

取り扱う数量の平均的な数量は別途算出した上で審査することが必要であると考えている。

。なお、申請前に問い合わせがあれば、申請手続きと併せてその基準数量についても説明することとしている。

4 意見を考慮した結果

原案のとおりとする。

5 その他

- (1) 遺失物法に基づく指示の基準について、一部用語等の整理を行った。
- (2) 関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課に備え置く。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成19年12月10日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷 祐二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成20年2月24日（日曜日） 午前10時から
福岡	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	

飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成19年12月18日から 平成20年1月10日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成20年1月10日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
(財)消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）